

## 令和5年度鎌ヶ谷市特別職報酬等審議会 会議録

- 1 日 時 令和5年11月28日（火）  
午後1時30分から午後1時50分まで
- 2 会 場 鎌ヶ谷市役所 6階 第2委員会室
- 3 出席委員 横井道男会長、飯嶋孝明副会長、大島章司委員、倉島哲也委員、  
福澤明二委員
- 4 欠席委員 井手勝則委員、吉川邦彦委員
- 5 事務局 芝田市長  
狩谷総務企画部長、築地議会事務局次長  
井上総務企画部参事（事）総務課長（事）人事室長、  
里見人事室主査、高橋人事室主任主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 備考 委員7名のうち5名の出席となり、鎌ヶ谷市特別職報酬等審議会  
条例第6条第2項の規定により会議が開催される。
- 8 記 録 高橋

### 会 議 内 容

#### 1 芝田市長挨拶

#### 2 諮 問

諮問書が芝田市長から会長に手渡される。

#### 3 議録署名人の選出

会議録署名人は、名簿順に2人選出するものとし、今回の会議録署名人は、大島委員と福澤委員に決定した。

#### 4 議 題

- (1) 鎌ヶ谷市議会議員の期末手当の支給割合
- (2) 市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合

会 長： 審議案件（1）及び（2）について、審議に入りたいと思いますが、内容につきましては（1）及び（2）とも同じ内容のものとなりますので併せて審議いただきたいと思います。

事務局： 改正理由ですが、令和5年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告において、一般職の職員の期末・勤勉手当の支給割合の引上げを含む勧告がされております。

こうした状況を踏まえ、特別職等の期末手当についても、これに準じ、年間の支給割合を0.1月分引き上げる改定をするものです。

期末手当の支給割合ですが、令和5年度につきましては、すでに6月の期末手当は支給済みとなっていることから、12月の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げ、2.30月分として年間で4.50月分としております。

令和6年度以降につきましては、6月の期末手当の支給割合を2.25月分、12月の期末手当の支給割合を2.25月分とし、年間で4.50月分としております。

以上が、諮問内容でございます。

続いて、支給割合引上げによる影響額及び近隣市の状況について説明いたします。

市議会議員の1人あたり影響額につきましては、議長が58,580円、副議長が52,780円、議員一人当たり49,880円、22名の年間影響額は、1,097,360円となっております。市議会議員全体の影響額は1,208,720円となります。

特別職の影響額につきましては、市長が104,400円、副市長が90,480円、教育長が81,780円で、特別職全体の年間影響額は276,660円となっております。

近隣市、鎌ヶ谷市を除く東葛・葛南10市に白井市を加えた11市の改定予定状況につきましては、令和5年11月22日時点の聞き取りによると、2市が議員の期末手当の改定を未定にし、1市が0.25月分を引き上げ4.50月分としているほかは、全て改定月数を、勧告どおりの0.1月分の引上げと伺っております。

会 長： 事務局から説明がありましたが、質問はありますか。

委 員： 資料2ページ目の議員の報酬月額が1人あたりの金額で、報酬年額は議員全体の金額が記載されているということでしょうか。

事務局： ご指摘のとおりです。

委 員： 特別職等の期末手当の支給割合の引上げについて、一般職との差異はあるのでしょうか。

事務局： ございません。

## 5 答申案について

会 長： 諮問書に示されている期末手当の支給割合で答申するということがよろしいでしょうか。

各委員： 異議なし

会 長： それでは、諮問書に示されている期末手当の支給割合で答申することに決定いたしました。

なお、答申書案の作成については、会長一任ということでしょうか。

各委員： 異議なし

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証明するため、次に署名する。

令和5年12月12日

氏名 大島 章司 \_\_\_\_\_

氏名 福澤 明二 \_\_\_\_\_